

平成23年3月28日

社団法人愛知県建設業協会御中

愛知県環境部大気環境課長

(公 印 省 略)

一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーの追加について（通知）

平成23年3月22日付けで環境省水・大気環境局大気生活環境室長から、別添のとおり、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーの追加について連絡がありましたので、貴会の会員に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、これらの建設機械を使用する作業については騒音規制法第14条の規定による届出は必要ありませんが、本県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」では、生活環境の保全を図るため、これらのバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを用いる建設作業について、同条例第46条の規定による届出をすることとされておりますので御留意ください。

担 当 調整・生活環境グループ

電 話 052-954-6214 (ダイヤル)

F A X 052-953-5716

E-mail taiki@pref.aichi.lg.jp



事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 22 日

各都道府県・政令指定都市・中核市・特例市・特別区
環境主管部（局）騒音担当者 殿

環境省水・大気環境局
大気生活環境室長

平成 9 年 9 月環境庁告示第 54 号（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー）の追加について（連絡）

平成 23 年 3 月 18 日付け国土交通省告示第 288 号において、新たに低騒音型建設機械が指定されました。これにより、平成 9 年 9 月環境庁告示第 54 号（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー）の別表第 1 号の規定に該当するものとして、別紙のバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーが新たに追加されました。

これらの機械を使用する作業は騒音規制法の特定建設作業から除外されることとなりましたので、連絡致します。

また、既に指定された機械については国土交通省のホームページを参照下さい。

なお、標記の事項を管下市区町村に周知し、騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）及び告示の円滑かつ適正な運用が図られるようお願い致します。